

所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	給与所得	給与、賃金、賞与など 収入金額 - 給与所得控除額 (※【給与所得控除の計算方法】を参照)
	事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費
	不動産所得	地代、家賃など 収入金額 - 必要経費
	配当所得	株式や出資の配当など 収入金額 - 株式などの元本を取得するために要した負債の利子
	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 収入金額
	雑所得	公的年金等、原稿料などのほかの所得にあてはまらない所得 次の①と②を合計した金額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 (※【公的年金控除額の計算方法】を参照) ② ①以外の雑所得の収入金額 - 必要経費
	一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金など 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高50万円) (※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2)
	譲渡所得	土地、建物以外の資産の譲渡 収入金額 - (資産の取得費 + 譲渡の経費) - 特別控除額 (※特別控除額は最高50万円) (※長期譲渡所得の総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得金額の1/2)
分離課税	商品先物取引に係る雑所得等	金、大豆などの先物取引から生じる所得 収入金額 - 必要経費
	退職所得	退職金、退職手当など (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
	山林所得	山林(立木)を売った場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (最高50万円)
	譲渡所得	土地、建物などの資産の譲渡 収入金額 - (資産の取得費 + 譲渡の経費) - 特別控除額
	株式等有価証券の譲渡	収入金額 - (株式等の取得費 + 譲渡の経費 + 借入金の利子)